

保育・幼児教育における「環境」領域と地域博物館

Regional Museums and the Curriculum Area "Environment"
in Early Childhood Education

和崎 光太郎

1. 問題の所在と本稿の視角

1-1. 問題の所在

2017（平成29）年3月に告示された幼稚園教育要領（以下、「教育要領」）、保育所保育指針（以下、「保育指針」）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「教育・保育要領」）において、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3機関すべてが幼児教育施設と位置付けられた¹。加えて、3機関すべての幼児教育が「環境を通して行うもの」と明記され、かつ幼児教育のねらい及び内容における5領域のうちの「環境」領域には、新たな条文、すなわち「2内容」における

（6）日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ²

という条文が加えられた。つまり、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園すべてにおいて幼児教育を行うことが明記され、さらに幼児教育に通底する核概念として改めて「環境」が位置付けられた上で、「環境」領域の範囲が拡大されたのである。ゆえに、「教育要領」・「保育指針」・「教育・保育要領」を意識した幼児教育を行うにあたっては、すべての幼児教育現場の教育実践者（以下、保育者）に、「環境」領域についてこれまで以上の探求と工夫が要求される。なお、満3歳児以上を対象とした「環境」領域の記述内容は「教育要領」・「保育指針」・「教育・保育要領」でまったく同じであり³、これは1989（平成元）年告示の幼稚園教育要領で誕生した5領域が改編⁴されつつ「保育指針」・「教育・保育要領」にも適用された結果とも言えるので、以下、「教育要領」をもとに議論を進めたい。

「環境」領域に関連して、どのような幼児教育がなさるべきなのか、大学・短期大学などの保育者養成校（以下、養成校）でどのような教育がなさるべきなのかについては、すでにいくつかの研究がある。ただし管見では、これらの研究ではもっぱら動植物などを通じての自然環境、次いで数量や図形などを通じての数理情報環境が念頭に置かれており⁵、「教育要領」で新たに加えられた条文とその内容がまだ加味されていないのが現状である。そもそも、旧来の「環境」領域すでに内容が多岐にわたっていたことを考慮すると、各養成校で開講されてい

る「環境」の授業内でこの新たに加えられた内容を新規に扱うことには限界があると思われる。

「教育要領」で新たに加えられた条文は前述の通りであり、この条文に対応して「3 内容の取扱い」において新たに加えられたのが、

- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようすること。⁶

である。ここに至って、「文化」が「我が国」のそれと「異なる文化」に二極分離された上で、「社会とのつながり」・「国際理解」の「意識の芽生え」を養うことが明記されている。

これらの新奇な内容に該当する幼児教育、および養成校における教育の蓄積・検討・共有は、「教育要領」の告示から3年が経過しようとしている2020年1月現在においても皆無に等しい。どのように扱ったらいよいかわからない、というのが大方の現状ではなかろうか。

そもそもこの箇所は、「新保守主義が幼児教育・保育の世界に入り込み、幼児期からの国家への国民統合の教育を目指すようになっていくのではないか」⁷と批判される以前の問題として、文章自体が生煮えのまま世に出された感を拭えない。というのも、「我が国」の「文化や伝統」がこれらの条文において一体何を指しているのかがわからず（「伝統」も「文化」も明治期に誕生した西洋由来の近代的翻訳語である）、かつその具体例として「国家、唱歌、わらべうた」という全く異なる性質の歌が並列に挙げられていることが不可解であり、「意識の芽生えなどが養われる」という文に至っては意味が不明瞭に過ぎる⁸。ともすれば、保育者が「我が国」で何百年、何千年と続いてきた「文化」や「伝統」だと思って幼児に伝えたことが実はそうではなかったというケースも十分想定され得るし⁹、わらべうたのように自然発的に誕生した歌と国歌とを一葉に日本の「伝統」的な歌として扱ってしまう可能性も否定できない。同じようなことは小学校・中学校・高等学校などにおいても起こり得るであろうが、幼稚園・保育所・認定こども園での教育はまだ批判的思考力が身についていない幼児が相手であるからこそ、「文化」や「伝統」といった、一地域または限られた階層などで限定的に行われていたことがあたかも「我が国」全体でのことであったかのように錯覚してしまいがちな内容の扱いには、より慎重にならなければならない。そもそもこのような問題、すなわち保育者の誤った認識により誤った幼児教育がなされるという問題は、「文化」・「伝統」についてのみならず、以前の幼稚園教育要領においても明記されていた「環境」領域における動植物に関する知見や科学的思考力の養成において、すでに発生している可能性も否定できない¹⁰。

1－2. 本稿の視角——問題解決の場としての博物館——

本稿では、この問題を乗り越える方法として、保育者による幼児教育実践の場や保育者の学

習の場として地域博物館の活用を提案したい。具体的には、2年制の浜松学院大学短期大学部幼児教育科（以下、本学）における授業「歴史学」および「保育・教職実践演習（幼稚園）」（以下、「実践演習」と略す）での地域博物館を活用した教育実践、およびNPO法人「ちやいれじ」の活動を紹介し、「教育要領」における新しい「環境」領域を意識した幼児教育を実践し得る保育者の養成方法としての地域博物館の活用、および幼児教育実践の場としての地域博物館の活用を提案する。

保育者による幼児教育実践の場、または保育者養成の場としての地域博物館の活用に関する先行研究・実践報告は少なく、2015年に博学連携の視点から短期大学での授業実践を報告した内海美由紀によって「その実践は殆ど報告されておらず、先行研究もないに等しい」¹¹と言われて以降、ほとんど変わっていない¹²。

一方、幼児教育内容とのかかわりはさておき、幼児が楽しめる・学べるという視点で博物館を捉える試みは、石井恒男¹³を嚆矢としていくつかある。特に2000年代以降、主に博物館（学芸員）からの視点ではあるが、幼児向けのハンズオン展示・イベントなどについての考察は進捗が見られ¹⁴、美術館での幼児向け鑑賞プログラムの研究は岡山万里の博士論文¹⁵を筆頭に発展しつつある。

以上のように、「幼児教育と博物館」をテーマとした研究の動向を総じて言うならば、博物館の展示内容やイベントをどうするかといった「博物館に来て欲しい」側からの研究は進みつつあるが、保育者が博物館をどう活用するかという「博物館に行って欲しい」側からの研究は数に乏しいのが現状である。今切に求められるのは、後者の充実と、両者を総合的に論じることであろう。本稿はその試みの一つである。

2. 博物館と幼児教育

2-1. 直観的認識の場・会話につなげる体験の場としての博物館

本稿における博物館とは、「博物館」という名称の施設のみではなく、博物館法第1章第2条¹⁶において規定されている施設、すなわち動物園や水族館、科学館などを含む。タイトルであえて「地域」博物館としているのは、国立・都道府県立博物館へのアクセスが容易ではない地域でも可能な、ある程度汎用性のある教育実践を念頭においているからである（以下、本稿での博物館とは地域博物館を指す）。

博物館の魅力は、専門家としての学芸員や飼育員から知見を得られることに加えて、実物に出会うことができる点にある。すなわち、テレビ・本・インターネットなどの疑似体験（知ったつもり）を体験（知っている）に変える場であり、かつ楽しみながら直観¹⁷能力を磨き上げができるのである。様々なジャンルの博物館を保育者が有効活用すれば、保育者自身が成長するのに加えて、その保育者による博物館を活用した教育実践により幼児が直接博物館を体験することで直観的に「わかる」という経験を得ることが出来る。

保育者が自身の学習の場として博物館を活用することの意義は言うまでもないことであり、それは一般成人が博物館を活用するのと同様に特別なハードルは無い。強いて言うならば、保育者がその必要性と有効性を理屈のみではなく実感としてわかることが必要であり、そのためには教員養成課程の授業において博物館での学習を取り入れることが最も有効である¹⁸。

一方、幼児が博物館を活用するにあたっては、まだ漢字を読むことができないこと、ふりがながあっても長文であったり固有名詞が列挙されると理解が追いつかないこと、抽象的なことや時系列を踏まえた複数の事象の理解が難しいことなど、様々な制約が考えられる。しかし、博物館では幼稚園や保育所など普段の生活の場では得られない体験をすることが可能であり、かつ保育者が幼児教育の一環として、つまり単に引率していくだけではなく博物館内での環境構成などを事前に考えてうまく導線を作ることができれば、幼児が博物館での非日常的な体験を保育者と共有することによって事後の両者の会話につなげることも可能である。そもそも「教育要領」の文部科学省解説には、ここまで考えてのことではないであろうが、「文化や伝統に関する地域の人材、資料館や博物館などとの連携・協力を通して、異なる文化にも触れながら子どもの体験が豊かになることが大切である」¹⁹と博物館について明記されている。「教育要領」で新たに加えられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(いわゆる「10の姿」)における「(5)社会生活との関わり」の内容に明記されている「公共の施設」²⁰の一つとして博物館を捉え得ることも十分可能であろう。

2-2. 「博物館経験の格差」を文化資本の格差として捉える

特に養成校で学生を指導するにあたり教員が気に留めておかねばならないことは、幼児教育とは幼児の置かれた家庭環境によって生じ得る文化資本（特に、慣習や言葉遣いなどの「身体化された文化資本」）の格差を縮小し得る実践である、ということである。例えば、同じ5歳児でも家庭環境の違いによって、ある幼児は毎月のように動物園、水族館、昆虫館、歴史博物館などに行っているが、別の幼児はそれらに全く行ったことが無いということが考えられる。さらにこの「博物館経験の格差」とも言い得る格差は、地域格差の問題、すなわち博物館の多い地域と少ない地域とで生じる格差としても把握しておかねばならない。この格差は、幼児の間にあるとともに、かつて幼児であった学生の間においてもある。

養成校の教員は、文化資本の格差を縮小し得る教育実践を保育現場で可能にする保育者の養成を心掛けなければならない（格差の拡大を是とするならばその必要は無いが）。つまり、学生個々の文化資本の格差がすでにかなりあるということを学生が自覚した上で学習に取り組むことができるよう、大学教員が慎重に授業内容を組み立てなければならない。学生間においては、幼児以上に博物館の認知度と体験の量・質に格差があるので、その格差が就職後の幼児教育内容に直結しないよう、大学の授業を通して博物館に親しませておく必要がある。ただし、学生がこのような文化資本の格差についての理解を深めるための時間を確保することは、実習・実践系の授業では困難である。ゆえに本学では、「教育社会学」(2019年度は2年前期に開講、担

当教員は筆者)において幼児教育と文化資本の格差との関係について扱っている。

以上のように、博物館での体験を保育および保育者養成プログラムに取り入れることには大きな意義がある。このことを念頭におき、以下、2019年度に筆者が行った1年前期の「歴史学」、および2年後期の「実践演習」における教育実践例を提示したい。なお、筆者は2019年4月に本学に赴任しておりどちらの授業も始めての担当科目であるので、単年度の実践例のみである。

3. 学習の場として博物館を活用する——「歴史学」——

「歴史学」は基本教育科目のうち選択科目に区分され、「哲学」および「自然科学概論」を含めた3科目から1科目を選択することになっている。履修登録者は44名（女子42名、男子2名）であった。科目のねらいは、浜松市を中心とした遠州（およそ静岡県の大井川以西）の歴史に親しみ、地域に関する教養のある社会人になることである。受講者全員が7回目の授業で浜松市博物館²¹を見学し、9回目の授業で「歴史で知る浜松の魅力」をテーマとして各自でタイトルを決めた5分ほどの発表（質疑応答を含めて10分以内）を、7つのグループに分かれ全員行った。8回目の授業で発表資料²²の作成のおおまかな方向性を決め、発表資料の作成自体は各自で授業時間外に行なった。ただし、発表内容は浜松市博物館での展示内容に無いことでも可とし、学生の自主性を重んじた。この授業ではまだ、幼児教育実践の場として博物館をどのように活用するのかという問いは立てず、まず学生に博物館を活用させることで保育者の学習の場として博物館を認識させることを意図した。

授業で扱う内容は、主に日本史の時代区分および近現代史と、遠州の歴史とに分かれているが、両者を別々の事象として分けて扱うのではなく、双方向性を心掛けて常に両方を行き来するように授業を進めることに意を用いた。

最初の授業3回分（ガイドanceを含む）は、日本史における近現代史とは何であるのかについて、紀年法や先史時代・古代・中世・近世・近代という概念のおおまかな説明を通して講義した。その過程で、浜名湖は海と続いているのになぜ「湖」なのか、そもそも徳川家康とは誰なのか（浜松市のイメージキャラクターは「出世大名家康くん」である）、浜松城はいつどのようにできたのか、などの説明を盛り込むことで（後述するが、これらは後の授業でも扱う）、現在の自分と歴史とのつながりを意識させた。

次いで、新政府の樹立や中央集権国家の成立過程を扱うのだが、中でも重要なのが廃藩置県とその後である。ここで学生には、地元企業である遠州電鉄の「遠州」とは何か、同じ静岡県内なのに静岡市と浜松市でなぜこんなに方言が異なるのか、といった身近な事例を出発点として、令制国（遠江国）と県（静岡県）との違いや、浜松県の消滅（1876年）によって遠江国と駿河国が同じ静岡県になったことなどを理解させた。これらの内容について、市内の地名の由来も交えながら授業を進めると、2回分になる。

以上のように前提知識を得た上で、浜松市博物館を見学するための事前学習を行った。事前学習にあたっては、筆者自作の「キーワードで学ぶ 浜松の歴史 先史時代～近世」というレ

ジユメを地図と併せながら用いた。キーワードは少なめに設定し、天竜川、三方原台地と磐田原台地、ナウマンゾウ、浜北人骨、三ヶ日人骨²³、蜆塚遺跡、遠江、伊場遺跡、浜津、浜名湖、今川義元、徳川家康、三方ヶ原の戦い、以上に絞った²⁴。この事前学習を1回の授業で扱ったが、全く時間が足らなかったので、次年度からは近現代までを扱い2回分確保したい。

浜松市博物館の見学は、授業時間外ではなくあえて授業時間内で行った。というのも、担当教員が同行することで、博物館内で必要に応じてアドバイスが出来るからである。ただし館内では団体行動をとらず、観覧順などは個々の学生に任せた。

発表タイトルは様々であった。予想され得る通り、浜松市博物館常設展示の順に沿って内容をまとめた発表が複数あったが、思った以上に個性的な発表がそろった。中でも「空襲回数日本一の浜松」（資料①²⁵）と「戦後から現代までの浜松」（資料②）は、博物館で学んだことを活かしつつ独自の学習成果を多分に盛り込んだ発表であり、高い完成度で仕上がっていった。他にユニークな事例として、地元の調査学習の成果が反映された「岩水寺」（資料③）や、出身小学校にあった学校内水族館について報告した「天竜川水族館 浜松市立和田小学校」（資料④）などがあり、前者においては国の重要文化財への注目、後者においては自分にとって最も印象深い博物館を主題にするなど、博物館の活用成果が反映されていた。

空襲回数日本一の浜松

浜松がアリスによる空襲をうけた回数は
34回 だ!!

*アリスの中でも多い通り。

毎月約50機の爆撃があり、3ヶ月間で爆撃回数は80回。

★ 浜松はなぜ狙われたか??

- ① 軍船設置場であったから
- ② 軍需工場があった（日本三大軍需工場）
 グローバル連合のやくばく工場
- ③ 277t、硫黄島基地から直撃線上にあり、
 積時にしやすい
- ④ 重車、90高座も空襲するルートに当たっていたため。
 余った爆弾を浜松へ落とした結果についた。
 ↳ 1944年 東京湾岸地域に空襲の大本営は
 浜松の爆撃。
 1945年 三重県桑名市に爆撃機修整所を
 空襲したことで浜松に空襲。




マリア娜島
サイパン・テニ
アン・タム

① 対空砲撃 ... 連続物を先んじる目的で使う策略

② 機銃掃射 ... 機銃開砲で敵をなげ飛ばすように
 射撃すること。

③ 爆弾投下 ... 1941年8月9日に名古屋に墜下した原爆
 "フジ"の爆撃機を爆撃の二回
 乗組員9人死没。約3000tの爆薬搭載で
 爆発半径約1200m



日本の陸軍は、アメリカ軍は軍事用の爆弾を大量に爆撃。
 海軍も爆撃したため、長い間二つの爆弾がぶつかり
 爆発するところが多かった。

④ 艦載砲射撃 ... 軍艦が搭載する大砲(艦砲)で射撃を実施
 すること。
 実戦射撃は正確だが、長時間維持は出来ないので
 破壊力は大きい。

★ 軍艦の様子と空襲に遭ったもの



日中爆撃隊

当時14時



東京の火事

当時3時

資料①

保育・幼児教育における「環境」領域と地域博物館

戦後から現代までの浜松】

~27回もの爆撃へ
浜松の軍事施設や軍需工場が多く、大爆撃の被害が甚しかった。
和洋風、浜松市街地は27回の爆撃を受けた。

歴史と発展へ
浜松の鉄道駅舎から特急電車が走る浜松の工業都市へ発展
↓
車器やオートバイでの技術機械工業を中心とした
新規開拓の工業都市へ成長。
人口も急速増加。

~オートバイへ
第一次大戦後、いわゆるオートバイ需要が高まってきた時代である。
ホンダの宗一郎が、浜松用小型エンジンと自転車でオートバイ製作を始めたのが始まり。
又スズキ、鈴木勘吉がオートバイ事業を始めたのが始まり。
第二次世界大戦前にオートバイ競争が激化。芦屋、「ワールド号」が完成。
昭和11年、当時中、軍需が高くて修理機器用ガバベラを確立したため、
空冷機械オートバイ製造が出来た。
その後はオートバイ競争。

~音楽・楽器へ
「ハーモニカ・集落捕獲」の製作、そして日本初のビートル製作をしてしまった浜松は、ビートル産業で有名となる。
1965年に、中村ひろ香楽器製造を始める。2000年代11月、浜松市周辺の管楽器
生産量が全国の8割以上を占めた。

現在は、ハーモニカ・オートバイ・アコギ・アコギタリーや、楽器・専門店など、
浜松国際音楽祭やコンクールで世界で多くのアーティストなど、「音楽のまち」と
多い建物やイベントが行われている。

27回→
27回の爆撃へ

オートバイ→
オートバイ

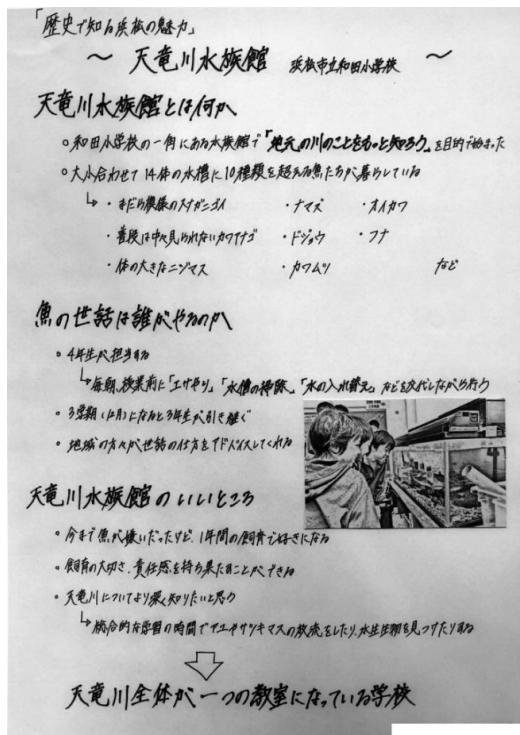
音楽・楽器→
音楽・楽器

オートバイ→
オートバイ

オートバイ→
オートバイ

オートバイ→
オートバイ

資料②



資料④

筆者担当分の内容は、最初に講義を受けてから3人または4人のグループに分かれ、博物館への5歳児クラス30名の遠足実施計画（親子遠足でも可）をパワーポイントを用いて作成・発表する²⁷、というものである。発表は1グループが2回行い、それぞれ異なった博物館を選択しなければならない。実施計画の作成にあたっての博物館見学は、授業時間外に各自で行うこととした。行き先となる博物館は、1回目が科学館（浜松科学館）・歴史博物館（浜松市博物館、観音寺遺跡を含む）のどちらかを選択、2回目が水族館（浜名湖体験学習施設ウォット）・昆虫館（磐田市竜洋昆虫自然観察公園）・動物園（浜松市動物園）・植物園（はままつフラワーパーク）から1館を選択させた。

授業のねらいは、①社会人として必要な、グループで協力して何かを成し遂げる力を習得することと、②幼児教育・保育の環境を、直観による幼児の学習と、体験を通した知の習得という視点から広げ、その環境を活かせる力を習得することである。②は本稿冒頭部分で述べたことを踏まえてのことである。①に関しては、仲良しグループになってしまふと達成できないのであって学生にグループを作らせず、かつ学籍番号が近いと日常的にコミュニケーションをする機会が多いことから学籍番号ができるだけ離れた組み合わせになるよう、筆者がグルーピングを行った。つまり、普段あまりかかわりのない学生とチームを組んで活動することで保育者として必要な対人コミュニケーションスキル（「能力」ではない）を磨く、ということも授業の

4. 幼児教育の場として博物館を活用する ——「保育・教職実践演習（幼稚園）」——

「実践演習」は専門教育科目のうち必修科目に区分され、幼稚園教諭免許・保育士資格を取得するための必修科目でもある。2年後期の開講であり、この授業を受けるすべての学生が前述した授業「教育社会学」で文化資本の格差について知見を深めており、かつほとんどの学生が教育実習・保育実習を終え、就職が内定している。

履修登録者127名（女子124名、男子3名）を32名程の4つのクラスに分け、担当教員2名²⁶で月曜1限に2クラス、月曜2限に2クラス開講した。ただし同じ教員が1クラス全15回の授業を担当するのではなく、初回のガイダンスを終えた後の14回を前後半に分け、それぞれの教員が7回ずつ担当した。つまり、一人の教員が32名程のクラスを対象に7回分の授業を合計4サイクル行ったことになる。

大きなねらいとなっている。これらのこととは、初回授業のガイダンスで学生に伝えた。

初回授業のガイダンスでは、上記内容と諸注意事項に加えて、「教育要領」の第1章「総則」第4「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」1「指導計画の考え方」における、

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくりだされる具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。²⁸

という箇所についてレジュメを用いながら再確認し、発表が単なる博物館の紹介や遠足のタイムスケジュールのお披露目に留まらないよう、注意を促した。

ガイダンス後の計7回の授業のうち、初回は「直観・体験を重視した博物館施設の活用——会話につなげる5つの方法——」というレジュメを用いて、本稿第2章第1節で述べた内容を教授²⁹するとともに、幼児に博物館を体験させることをありきたりな事後学習で終わらせるのではなくいかに保育者との会話につなげていくか、その方法を5つ³⁰に絞り教授した。加えて、見学対象となっているすべての博物館で実際に子どもが学んでいる姿をパワーポイントで写す³¹ことで、学生に引率保育者としてのイメージを持たせるようにした。残りの6回のうち最初の2回で発表の準備（博物館見学以外）を行い、残りの4回で全グループが2回ずつ発表した（写真①）。



写真① 発表の様子

この最後の4回の授業では、毎回学生全員が授業後にミニレポートを提出した。ミニレポートの内容は、①他のグループの発表をきいて考えたこと（できるだけ自分のグループの発表内容と関連させること）と質問したこと（質問の概略で可）、②自分のグループの発表を終えて発表内容全体について改善すべきこと、以上の2つである。①は当日発表したグループのうち自分のグループ以外のすべてについてそれぞれ記入した（1授業あたりおよそ5グループの発表）。成績の評価基準は、計2回の発表内容とそこで自分が果たした役割³²が22点、小レポートの内容が20点、発表者への質問内容と質問回数が8点、合計50点である。

発表内容は、教員からはテンプレートを一切提示しなかったが、おおよそ以下のような構成になっていた。まずねらいを明示した上で（資料⑤）、タイムテーブルを示しつつ遠足内容の注目すべきところを指摘し（資料⑥）、事後学習としてどのような取り組みが考えられるかを挙げる（資料⑦）、という構成である。加えて、遠足のねらいと「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とのつながりなど、「教育要領」との関係性を考察した発表などもあった（資料⑧）。実習指導（実習前後を含む）や「保育・教育課程論」（1年後期、担当教員は今井昌彦）など他の授業で学習した成果の反映と言えるであろう。

左上：資料⑤ 右上：資料⑥ 左下：資料⑦ 右下：資料⑧
すべて、学生が制作したパワーポイントのうちの1頁。

5. 歴史博物館における幼児対象のワークショップ——ちゃいれじ——

本稿ではここまで、養成校での授業の一環として博物館を活用することについて論じてきた。本章では、一般的には小学生からと考えられている歴史博物館が幼児にとってどのような学びの場となりうるのか、また幼児が歴史博物館に親しむことがどの程度可能であるのかといった問題について論じていきたい。具体的には、2019年2月24日（日曜）に京都市学校歴史博物館（以下、同館）がNPO法人「ちゃいれじ」と共催した歴史系ワークショップ「〇〇ミリョク発見隊 Wミッションをクリアせよ！」³³（以下、WSと略す）の実践事例を紹介する。

同館は、主に京都市内の学校史に関する資料の収集・保存・展示を行っており、京都市教育委員会が運営している。展示内容は小学3年生以上の観覧が念頭に置かれ、子ども向けのイベント等も小学1年生以上を対象としており、普段は幼児向けの展示・イベント等は一切無い。学芸員は教育史担当が1名、美術史担当が1名の合計2名であり、このワークショップが行わ

れた時は筆者が教育史担当学芸員として勤務していた。

NPO 法人「ちゃいれじ」（理事長：八田友和）は、2016 年 1 月に設立され、2018 年 3 月に法人格を取得したワークショップの企画・運営団体であり、「ちゃいれじ」とはこども（チャイルド）と回復力・反発力（レジリエンス）の造語とされる³⁴。

この WS の対象は 4 歳以上の子ども³⁵を含む親子連れであり、8 組が参加（申し込み先着順で 8 組まで）、スタッフ 12 名（「ちゃいれじ」スタッフ 10 名および同館の事務職員 1 名と学芸員 1 名）で開催した。タイトルにある「Wミッション」とは、子どもと保護者の二手に分かれてそれぞれクリアする謎解きミッションのことであり、よくあるタイプの親子で一緒に何かを作るイベントとは一線を画している。謎解きでスマートフォン（以下、スマホ）を使うので、保護者にはスマホを持参してもらい、所持していない場合にはスタッフがスマホを貸し出した。

午前 10 時に館内の講義室に集合、開始し、開催趣旨を「ちゃいれじ」スタッフが説明した後でアイスブレイクとして「100 年前の教科書を参考に、自分の名前を旧字体の平仮名＆絵文字で石盤に書いてみよう！」³⁶（幼児には口頭で説明）を行った。まず明治期の教科書（掛図）などを全体に示し、平仮名はもとは象形文字が発展した漢字であったこと、つまり平仮名は元々は絵であったことを簡単に解説し、子どもと保護者には自分の名前を平仮名または絵で書（描）いてもらった³⁷（写真②③）。



写真②

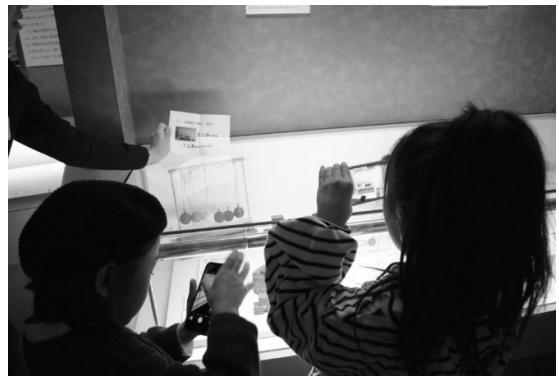


写真③

午前 10 時 25 分から 11 時 5 分が Wミッションの時間であり、スタッフは各子どもにそれぞれ 1 名ずつ同行し、同館学芸員が館内を巡回した。子どもは 3 つの謎（「キュウショクのなぞ」・「〇〇のエ」をミツケテ！・「〇〇なヒトをさがして！」）を解くために館内を探検し、すべての謎の答えをスマホで撮影して講義室に戻って来た。保護者のミッション（事前には非公表、当日公表）は「我が子のイイカオゲットせよ！」であり、「何時何分に」「どこで」「何を観ているときに」イイ顔をしていたのかを所定の用紙に記入して講義室に戻って来た。大切なのは、子どもがスマホを使い、親はスマホを使わないことである（写真④⑤）。意図としては、往々にして親は子どもの「イイカオ」を見ると写真に収めようとし、肝心の「イイカオ」をきちんと見届けないので、「イイカオ」を見届けることの良さを体感する機会を提供することなどにある。



写真④（右の大人はスタッフ）



写真⑤（ミッションが記されたカードを左のスタッフが持っている）

11時5分に講義室に戻って来たら、撮影したスマートフォンの写真をスマートフォン用プリンター（3台用意）で印刷し、子どもと保護者どちらもがその写真にコメントをついた。コメントは、撮影時の思いや、印刷された写真を見た感想などである。11時15分からは、子どもが自分のお気に入り写真を1枚選んで発表し、保護者にはその写真が撮影された時の子どもの様子についてコメントしてもらった。最後にそれらの写真を大きなボードに貼り付けて（写真⑥）、終了である。

このWSから学べることは、幼児に博物館に慣れ親しんでもらうことは十分に可能であるということに加えて、工夫次第でそこに教育的意図を盛り込むことができること、博物館での共通体験は親子の対話につながる行事になるということである。ただしこのWSは豊富なスタッフがそろって初めて可能になるのであり、加えて幼児がスマートフォンを用いるなど日常ではありませんいことを行うことから事前の入念な打ち合わせが必要³⁸であることもあり、当然ながらそのまま幼児教育として取り入れることは難しい。とはいっても、この事例により、幼児には歴史博物館での学習は不可能であるといった先入観は排除できるのではなかろうか。当然ながら歴史を体型的に理解することは不可能に近いであろうが、歴史に親しむことは工夫次第で十分可能となる。



写真⑥

6. 本稿のまとめと今後の課題

本稿では、まず、現行の「教育要領」において加筆された「環境」領域の内容について問題の所在を明らかにした上で、その解決方法としての保育者による地域博物館の活用を提案した。次いで、その活用を促すための養成校における2つの実践事例を報告し、最後に幼児が地域の

歴史博物館で学びうることを実践事例を元に示した。

保育者の学習の場として、または保育者による幼児教育実践の場として地域博物館を活用することは、本稿でも述べてきたようにあくまで方法の一つであり、それ自体が目的ではない。しかし、体験および直観的認識が重視される幼児教育を進めるにあたっては、地域博物館の活用は不可欠であろう。

その推進にあたっての今後の課題は、2つ考えられる。まず、幼児教育の現場と連携しての実践・研究を積み重ねていかなければならない。それと並行して、保育者が学習する場、幼児教育の場として地域博物館を活用するためのツールの作成を進めなければならない。小学校教育の一環で博物館を活用するための教員向けガイド本としては、すでに『子どもとミュージアム——学校で使えるミュージアム活用ガイド』³⁹などがある。しかし、幼児教育に関しては小学校教育とは異なったアプローチが求められるのであり、まだツール作成のための事例の積み重ねが必要な段階である。大切なことは、保育者と学芸員の負担をできるだけ増やすことなく、かつ学芸員が3名以下の小規模博物館（学芸員が3名もいれば多い方であるが）⁴⁰にまで汎用性を広げることであろう。

付 記

本稿執筆にあたり、本学の学生、NPO 法人「ちやいれじ」のみなさま、京都市学校歴史博物館のみなさまにたいへんお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

注

¹ 当然ながら、幼児教育施設として以外の役割は3者3様であり、かつ認定こども園には4つの類型がある。

² 『幼稚園教育要領（平成29年告示）』（2017年4月25日、フレーベル館）18頁。

³ 前掲『幼稚園教育要領（平成29年告示）』17-19頁、『保育所保育指針（平成29年告示）』（2017年4月25日、フレーベル館）26-27頁、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）』（2017年4月25日、フレーベル館）29-30頁。

⁴ 幼稚園教育要領は、1989（平成元）年に大幅改定されて以降、1998（平成10）年、2008（平成20）年、2017（平成29）年に改訂されている。

⁵ 例えば、辻野亮ほか「教育養成における幼稚園5領域科目の内容構成（3）——「環境」に関する教育内容研究知見に依拠して——」『次世代教員養成センター研究紀要』（2018年3月31日、247-254頁）など。

⁶ 前掲『幼稚園教育要領（平成29年告示）』18頁。

⁷ 伊藤良高「現代日本における幼児教育改革・保育改革の展開と問題点」『日本教育学会中部地区・中部教育学会共催公開シンポジウム記録 わが国における幼児教育・保育改革の動向と課題』（日本教育学会中部地区、2019年3月31日、4-13頁）7頁。

⁸ この「芽生えを養う」という教育言説は、日常生活ではまず目にすることがなく意味不明であるのだが、1947年3月公布の学校教育法第78条すでに用いられている（文部省『学制百年史 資料編』1972年10月1日、50頁）。CiNii <<https://ci.nii.ac.jp/>> の論文検索で「芽生えを養う」で検索しても4件しかヒットしないことから（2020年1月27日検索）、おそらく教育言説としてなんとなく定着してはいるが論理的・実証的研究の俎上には載せられていない言説なのであろう。しかも興味深いことに、このヒットした4件のうち2件が「道徳性の芽生え」（どちらも2013年発行論文）、他の2件が「道徳心の芽生え」（2005年発行論文）と「規範意識の芽生え」（2016年発行論文）という言いまわしでヒットしており、この「芽生えを養う」という教育言説は「道徳」的な何かとの親和性があり、かつその親和性は2000年代以降に誕生した可能性が高い。

⁹ 例えは、母性をめぐる「伝統」の虚構性については、大塚英志『「伝統」とは何か』（筑摩書房、2004年）23-73頁を参照。

¹⁰ だからといって、現場の保育者を責め、保育者にすべてを押しつけて解決しようとするのはナンセンスである。国の機関が出した教育内容の要綱・指針を検討・咀嚼・消化して保育者志望の学生を教育するのは養成校の役割であり、現場の保育者が新しい要綱・指針などについて学習する時間を十分確保できるように労働環境を整備するのは国と自治体の義務である。

¹¹ 内海美由紀「幼児教育における博物館の利用——博学連携授業実践を通して——」『立教女子学院短期大学紀要』（第46号、2015年2月23日、143-152頁）144頁。

¹² 管見では、年長クラス用クイズブックと保育者用テキストを用いた「国立科学博物館を代表とする専門博物館」の活用事例を報告・分析した川添敏弘・二宮穣・田中美美子・峯克政・石田隆博・落合進「幼児教育における博物館活用のための試み」『ヤマザキ学園大学雑誌』（第7巻、2017年3月26日、41-51頁、引用部分は42頁）や、先行研究を概観し課題を提示した木本有香「幼児に身近な地域環境「博物館」とその保育方法をめぐる一考察」『同朋福祉』（第24号、2017年9月27日、49-66頁）があるのみである。

¹³ 石井恒男『子どものための博物館 首都圏のユニーク 50館ガイド』（フレーベル館、1986年）。

¹⁴ 出利葉浩司・中西さやか「幼児の学びにおける博物館プログラムの活用——異文化環境体験プログラムに着目して——」『名寄市立大学紀要』（第9巻、2015年3月31日、83-90頁）や、『博物館研究』（第53巻第9号、2018年9月）における特集「幼児を対象とした博物館」など。

¹⁵ 岡山万里「美術館における幼児期の鑑賞体験とその援助」（兵庫教育大学、2014年3月27日学位授与）。

¹⁶ 同条の冒頭部分には、「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に

一般公衆の利用に供し」とある。e-Gov 〈https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000285#A〉を参照（2020年1月27日閲覧）。

¹⁷ 本稿における「直観」とは教育学の重要かつ基本的な概念であり、文字や記号などを通さず事物をそのまま認識することである。例えば、過去の経験や先行概念を通しての認識は哲学（特にスピノザやライプニッツなど）においては直観的認識とは考えられないであろうが、本稿における「直観」とはこのような認識も含む。

¹⁸ 他に、博物館での現職保育者対象の研修も大いに有効であろう。この点に関しては前掲「幼児教育における博物館活用のための試み」から多くの示唆を得ることが出来る。

¹⁹ 文部科学省「幼稚園教育要領解説」（2018年2月、〈https://www.mext.go.jp/content/138461_3_3.pdf〉2020年1月27日閲覧）201頁。引用部分は「環境」領域における新しい内容についての解説箇所。

²⁰ 前掲『幼稚園教育要領（平成29年告示）』7頁。

²¹ 浜松市全域を対象とした考古・民俗・文献などの各種資料を扱う市立の歴史博物館。

²² 将来の保育者として手書きの資料を作成する経験を積ませるために、文字は手書きのみ可とした。

²³ かつては旧石器時代の化石人骨と考えられていたが、放射性炭素年代測定で縄文時代の化石人骨と判明した。

²⁴ キーワード以外にも外すことのできない用語は、各キーワードの説明の中に盛り込んだ。例えば、天竜川のところで扇状地、浜北人骨のところで旧石器時代、遠江のところで見付、浜名湖のところで明応地震、三方ヶ原の戦いのところで遠州大念仏（近世以前からあったというものが通説）、といった具合である。

²⁵ 本校掲載の学生制作物は、すべて画像加工により学籍番号・氏名を伏せてある。

²⁶ もう一人の担当教員は今井昌彦（教育学）。

²⁷ 配布資料が必要な場合は、A3用紙で表裏印刷1枚まで可とした。学生は、パワーポイントを用いた発表資料の作成方法を1年後期の必修科目「情報処理II」で習得し、その応用を2年後期の必修科目「教育方法の理論と実践」で習得中である（どちらの科目も担当教員は山本孝一（教育工学））。

²⁸ 前掲『幼稚園教育要領（平成29年告示）』9-10頁。

²⁹ この内容には、1年前期の「教育原理」（担当教員は今井昌彦）などの授業で学習しているコメニウスやペスタロッチの教育論の復習および実践化も含まれている。

³⁰ 「一緒に楽しむ！」・「子どもの関心を大切に！」・「体験する！」・「色々なところへ行く！（広く）」・「メインコンテンツ以外にも注目！（深く）」の5つ。これらについては機会があれば別稿を著したい。

³¹ 当然のことではあるが、親の了解を得た上で使用している。

³² 発表で用いるパワーポイントには各自の役割をできるだけ詳しく明記させ、かつ小レポートの②にも記載させた。

³³ 京都市学校歴史博物館 HP <<http://kyo-gakurehaku.jp/works/img/chiregi/310224.pdf>> を参照（2020年1月17日閲覧）。共催とはいえど、企画立案および当日スタッフは、実質的に「ちやいれじ」の主催であった。参加費は無料だが、別途入館料（土日は市内の中学生以下は無料）は必要。

³⁴ 「ちやいれじ」の Facebook ページ <<https://www.facebook.com/chairegi/>> を参照（2020年1月27日閲覧）。ほか、「ちやいれじ」による幼児向けの歴史系ワークショップについては鈴木康二「考古学／考古資料のさらなる活用と生涯学習——ホンモノに「さわる」——」『考古学研究』（第65巻第4号、2019年3月、1-5頁）3-5頁を参照されたい。

³⁵ 下は年少の4歳児から、上は妹の付き添いを兼ねて参加した小学5年生まで、年齢幅の広い参加者となった。他に親子連れの2歳児と子どもだけで参加した小学3年生を「見学」として受け入れたが、結果として問題なく参加できた。

³⁶ 石盤とは、主に1880（明治13）年頃から鉛筆とノートが普及する1930（昭和5）年頃にかけて使われたタブレットサイズの児童用黒板であり、石筆（蠅石）で書き布で消した。WSで使った石盤・石筆は複製品であり、普段から常設展示室に設置され、イベントでも活用されている。

³⁷ 自分の名前を平仮名で書くことができるのは、たいてい4歳からである。

³⁸ とはいえる、このWSの打ち合わせは2018年11月と翌年1月に2度行つただけであるが、それは担当学芸員が「ちやいれじ」スタッフのうち3名と以前からの知り合いであったことと、「ちやいれじ」スタッフが交通費のみの支給にも関わらずボランティアとして多く参加していただいたという特殊な条件によっている。

³⁹ 日本博物館協会編『子どもとミュージアム——学校で使えるミュージアム活用ガイド——』（ぎょうせい、2013年9月25日）。

⁴⁰ 小規模博物館の間では、近年、「小規模ミュージアムネットワーク（小さいとこネット）」<<http://chiisaitoko.web.fc2.com/>>（2020年1月31日閲覧）など横のつながりができつつある。